

# 時事新報

第一千七百五十七號  
明治廿三年八月廿五日 月曜日  
舊曆庚寅七月十日 (戊寅)  
出子前玉井八十  
入午後六時四十分

時事新報は時勢の要用に促されて来る二十七日、連日の紙上に尙商立國論を掲げ立國の方針を尙商して其實手段を講じ商人に訴へ政府に訴へ學者士に訴へて廣く大方の高賛を俟たんとす。

議に第三回内國勵業博覽會の出品百種と撰み廣く細  
贊者の投票を募りたるに美術品中の諸版類にて投票の  
多數を得て時事新報金牌を贈る事となりたるは府下京  
橋區宗十郎町信陽堂の出品したる婦人姿樂の圖あり由  
て本社は信陽堂に托し此圖を美麗ある石版刷にあし新  
報一頁大の附録として来る九月五日の新報に添ふべし  
當日の新報は臨時に印刷の高を増加するを以て當日の  
紙上に廣告文掲載相成度方は兩三日前に御申込み被下

時事新報へ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價選  
選料廣告料ハ左ノ如シ

時事新報廣告料前金	
一 行 五 諸 活 字 仕 四 字 組	一 日 限 二 日 以 上
一 行 三 付	六 日 包
十二 銭	七 日 以 上
十一 銭	六 日 包
十 銭 五 亂	

時事新報

一 行 五 銀	三 日 以 上
二 行	四 日 以 上
三 行	五 日 以 上
四 行	六 日 以 上
五 行	七 日 以 上

本月二十二日時事新報の電報欄内に見ゆる如く大坂にては官の筋より當鶴の米商會所に手を入れて何か取調中なりと云ふ其事柄は固より知る可らず單に此電文に由りて説を作すにはあらざれども若し萬一も右の取調あるものが遇日大坂府井に大坂醫院本部より米商會所に米穀の買占め云々とて脱輪したると同様の趣意にてもわらんには我輩は甚だ之に感服せざる者あり日本國中第一の物産たる此洪大無量ある米穀を二三商人の手に買占めて國中の價を上下せしむるなど固より架空の妄想論にして取るに足らざる次第は遇日の紙上（八月廿日時事新報）にも記して讀者の既に了解せられたる所ならんなれども今價に此妄想論をして米買賣の實地に行はれしめ日本國の米價は實に二三商人の手を以て自由自在に上下し得るものとせんか、古今の一奇談にして天下財政の根本は據る處なきものと云はざるを得ず假に妄想論者の思ふがまことに今の所謂米の買占めと止り得るときは米商は止むを得ず賣方に廻ぱり且も賣り乙も買ひる中に二三の英雄現はれ出でし大に賣爛るみどもわらんには日本國中の米價は忽ち下落して秋收の豐凶に拘はらず今の七面臺は六面と爲り又五面以下

云ふ實に驚入りたる次第にして本月二十日時の時事新聞  
にも聊か鄙見を述べて讀者の注意を乞ひ最早や事は相  
濟みたりと思ひの外二十二日大坂よりの電報を見れば同府にて米の賣買に  
又重ねて取調べなりとの事なれば同府にて米の賣買に  
付さ官邊の目を見る所は頗る嚴密なるを知る可し或は  
商人等が一時多類の石數を買ふが爲めに價を引上げな  
るが如き推察もありて斯くは丁寧に取調べみるとあらく  
かと思へども左るにても全國米價の大勢に反して買占  
め又賣搾りの事を行ふは醫聞が大病人の衰弱を防ぐが  
爲めに酒精を投じて一時の生力を維持するに異ならず  
萬般の商賈に此種の掛引なきものを見ず然るに此商家  
の掛引を觀て社會に不利なりと覺り其成跡は遂に商賈  
の一大機密を他人に披露するに至りしきそ遺憾あれ華  
國の如き商家の帳簿を重んずるふと非常にして例へば  
相場所仲買人の帳簿など如何なる事情に迫るも決して  
他人の目に觸れず假令へ女皇陛下の權力にても仲買人  
の帳簿を検査するふとは叶はずと云ふ我輩は此一事を  
聞いても英國と我國と商人の品格を殊にするを知り日本  
商業の前途尚ほ遙なるを思ひ其發達の容易ならざるを  
嘆する者なり

雜

卷二

過剰なりと云ふの論盛に行はれ爲に教育の制度を改正し多少之が経費を減せんとする方向を取りたるふどあれども元來文部省の普通教育主義は兎角に學科を高尙にすると全國普く教育の及ばんふどを務むるとに在るが故に從來山村僻邑にも不相應ある學校ありて其内には不適當ある高尙の教育を施す向きもあり元と全國の人民を擧て不學の人なからしめんふどは甚だ望しきふとなれど又之が爲め全般の教育費は實に容易ならざる多額に達するふどを免れざるべし各地の小學既に斯の如くなれば其教師を養成する處の師範學校は勿論中學校等々至る迄自然其學科を高尙ならしめざるを得ず殊に師範學校の如きは豫てより同省の干渉する處と爲り其學科の程度に至る迄指定したる程なりし斯る次第に於ては既に以前の有様に復し他に不釣合なる莫大の費用を消費せるより當て各府縣知事は其趣きを復本前文部大臣及山縣前内務大臣へも具申する處あり其後山縣總理大臣は大いに此點に注意して節減の方向を取らんとしたれども復本前大臣は固く執て故森文部大臣の方針を改めざらんと主張し遂に雙方の意見相合はざるより復本子は其職を退き芳川顯正氏は總理大臣の憲を承けて之に代り從て其以前内閣より提出し居たる諸學校令を遽に引戻したるより同省内に於ても種々異論を唱ふる等のともありて自然穩かあらぬ風説もありしが芳川大臣は徹頭徹尾各地方官の説を採用するにある趣きあれば近頃彌々發表するの運びに至れる諸學校令は経費節減の目的を以て改正を加へたる所あるべしと云ふ

●電話線架設 先般來遞信省が電話線を架設せんとするに付廣く其豫約者を募りたる結果は目下僅に百餘名の同盟者を得るに過ぎずして豫算の狂ひ少からざれ共去りとて之を其盡思ひ止るべくもあらず先づ漸々に同盟者の増加するを待つとして今は既に電話線架設の工事に着手し市内の大通りより丸内諸宮街の間には高五六十尺もあらん節なし曲りあしの大柱を打建て之に數十條の細銅線を架設したるが之にて座あがら遠方へ話が出来るとすれば即ち此社會に便益と與ふるの大あるみと云ふべからず茲に文明の利器が電信郵便の外に今一つ増したるは甚だ喜ぶべきふとなれども假令へ其官なる船の帆柱としても充分ならんと思はるゝ程の大柱を打建るふどは何ぞ必要な點ありて然るものにや元來日本の電信は英國式を取りたるものにて其機械より柱に至る迄唯完全を畢とし以前は日本産の杉丸では不充分なり逆遠く難製の柱を外國に仰ぎたるふどさへあり又今度の電話線も果して此流儀を失はざる仕組なりと見え興費の如何に就ては何の考もあきものゝ如し假に此一人の爲め電話線を引込むに五六本若くは十餘本の柱を建設せざるならん例へば甲の場所に一同盟者ありとせよ其近傍に於て別に仲間あきにも拘はらず交換局は縦横に架設せんか其數は遂に幾千幾萬本に達するを知るべからざるならん例へば甲の場所に一同盟者ありとろ米國式に従ふて只管簡便を主とせんには大に興費のならん斯る次第にては限りあるの額費を以て遂に其事業を充分伸張するふと總はざるに至るふと必然あり事